

【研究】

南野皇大神社蔵 木造板彫仁王像 修理報告

—所有者、行政、専門家の連携による文化財修理の方法—

渡 邊 真 吾

一 はじめに

霊峰月山の頂を源とする立谷沢川は古来より暴れ川として知られ、これが県内を縦断する最上川と最上峡の出口付近で合流し、広大な庄内平野に流れ込んでいる。水利に優れた肥沃な大地には、見渡す限りの水田地帯が広がり、その間に墨点を穿つように集落が散在する。庄内町南野地区はそんな集落の一つである。

同地区では、平成二十六年八月十七日に同地区開村四百年祭を開催するにあたり、平素より傾倒が顕著に見られていた同神社神門の修復事業に着手した。ところが同事業を進めるなかで、神門内部から建立当初に安置されていたと思われる一対の「板彫仁王像」の部材が新たに発見された。

一八〇cm余を誇る像高でありながらその奥行きがわずか一〇cm余という、全国的にも稀な板彫の仁王像で、およそ薄板であることを微塵も感じさせない見事な彫刻表現と、台座上に柄挿しして自立するという稀有な構造をもつ。また背面には天保十二年（一八四二）に庄内松山領八色木村の細工人後藤正吉によって制作されたという墨書銘が記され、資料的価値も有する像である。

神社内で組織された四百年祭実行委員会は、仁王像の再自立と恒久的な安置保存を目指した修理を決定、庄内町教育委員会社会教育課でもこれを支援すべく速やかな対応策がとられた。

『羽陽文化』第一五八号所載の拙稿「南野皇大神社蔵板彫仁王像考」では、修理前の状態および歴史的な位置、

様々な視点からの価値判断を試みた。本像は平成二十五年七月に庄内町の文化財指定を受け、その後平成二十六年一月三十日より同年七月三十日まで東北古典彫刻修復研究所によって修理が行われ、現在は同神社神門内に安置されている。

本稿ではその修理事業の処置内容や判明した事柄について報告する。また、本事業実施に当たり、文化財を取り巻く地域、行政、専門家などが積極的に動き、その保護に努めたことも併せて紹介する。

二 修理工程

○損傷状況

全体に部材の脱落、遊離、欠失がみられ、また台座は足孔が浅く、背面材が省略されるなど構造的に不安があり、自立が不可能な状態にあった。また腕、手先、天衣などの形状を欠失しており、仏尊としての像容を著しく欠いていた。表面については塵埃が堆積し、塗膜は剥離剥落しており、このほか虫害（ドロバチによる営巣）や金属製接合釘



修理前仮置き状況

の腐食も散見された。

○修理基本方針

左記の方針を立て、修理を行った。

- ①「現状で遊離、脱落している部材の再接着、台座の構造強化を行い、また全ての形状欠失部を補うことにより尊容の回復および部材散逸の防止を図り、今後の自立安定化、積極的な保存活動の促進を目指す」

- すなわち、現状で損傷が激しく横臥している仁王像を五体満足の状態で再び自立させ、今後永く文化財として守られるよう処置を行うという、修理の第一方針である。
- ②「全解体を行い、各部材の補修を行う。形状を欠失している箇所については全ての箇所において、像の表現や同時代作例を参考に復元を行う」

これは、失われた箇所の復元を修理者個人の創作に拠るのではなく、他作例などに根拠を求めながら、本像の作風に沿い行うことである。

- ③「台座内部の柄孔周辺に柄受け兼構造補強材を仕込む。また、台座背面に板材を刳付け」

本像の主たる特徴である自立を促すために台座の構造補修および強化は欠かせない。

- ④「表面仕上げは、本像の歴史性および表面塗膜の保護を鑑み、現状表面塗膜に剥落止め処置を施した状態を基本とする。ただし、新補および補修箇所は周囲に合わせて色合わせを施す」

表面仕上げはその像の印象を決定づける大事な要素である。表面には造像当初の塗膜が少なからず残っており、また歴史性の保護の観点からも、これを留める処置が最適と判断した。余談だが、別業者の見積もりではウレタン塗装による極彩色仕上げが提案されていたといい、想像するだに恐ろしいものである。

○搬出

安全に運搬するため、像の寸法に合わせたボール紙製箱を作成し、運搬車にて工房まで運搬した。当日は神社関係者による作業補助を得、共同で仁王像の出発を行うことができた。



搬出

○修理前写真撮影

像を工房に運搬後解梱し、修理前の写真撮影を行った。同時に損傷状況、部材位置の確認を行った。

○清掃

表面に堆積した埃を刷毛で軽く払った。対象物内の虫巢は竹べらなどですべて除去した。なお、現在も活動し、かつ木質に影響を与える生物は確認されなかった。

○割損部の再接着

木部が反るなど形状回復の困難な場合は、蒸気をあてるなどして木質を軟化させた後、酢酸ビニル樹脂エマルション系接着剤を使用し、クランプなどで固定接着した。

○鉄釘の除去

対象に打ち込まれた鉄釘は錆が発生し、木部を傷めるためすべて除去した。釘身が大きく表出しているものはバーナーで熱処理を施して錆を切った後、除去した。



修理作業中間報告

○表面塗膜の剥落止め

残存している表面塗膜の剥落を防ぐため、剥落止め処置を行った。脆弱な彩色層の上に埃が堆積している状況、および処置部分が広範囲に渡ることを勘案し、効率的かつ効果的な方法が求められた。そこで、不織布と膠を使った処置方法を手順に従って行った。



表面塗膜の剥落止め

○解体

基本的に構造不安定箇所を中心に解体を行った。鉄釘を増し打ちして錆を切り、竹楔、木楔を矧目に打ち込んで作業を行った。

○中間経過報告

所有者、庄内町教育委員会社会教育課を交え、修理作業経過報告を工房内にて行った。また、今後の修理方針についての協議も行った。

○新補

形状欠失箇所を補った。本体および阿形天衣両垂下部はアカマツ材（山形産）、天衣の外の部位はスギ材を使用することとした。根拠は後述する。玉眼は費用面、耐久性、表面を鑑み、アクリル板を押し出し成型した。



畔形右手先の新補



玉眼の新補



組み立て

○矧目の処理

部材間の大きな隙間は薄板材を挿し込み（片側の部材にエポキシ木粉で接着）、周囲の彫刻面に切削した。部材間の細かな隙間や釘孔は、樹脂木屎を用いて充填塑形した。

○色合わせ

新補箇所および補修箇所には補彩を施し、周囲との色調調整を図った。顔料を一〇％膠で溶き、適宜該当箇所に塗布した。

○台座の修理 自立安定性の強化

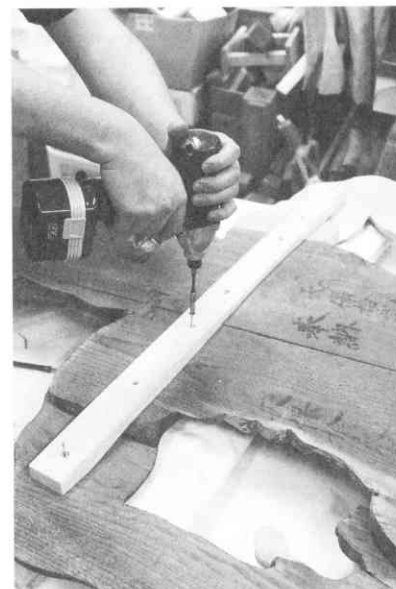
台座天板裏に足柄受け（阿形右足、吽形左足）を取り付けた。アカマツ材一枚板に各像柄に合せて孔を穿ち、エポキシ木粉と木ネジで接着した。足裏マチ材を仕込み、両像共に像全体を均等に受けられる構造とした。また、足先及び指先の負荷を軽減するべく、爪先のやや浮く構造とした。本体の前後揺れ止め、及び自立安定性の確保のため、直立補助材を設置した（阿形右足、吽形左足）。アカマツ材、本体とは竹釘のみで固定。さらに、両像共に存在していなかった台座の背面材をアカマツ材の板材で新たに補った。

○部材の組み立て

部材の組み立てにはエポキシ樹脂系接着剤に木粉を練りこんだもの（エポキシ木粉）とステンレス釘を適宜併用した。また、材の変形による部材間の隙間には適宜薄板材を接着した。体幹部材の接合には千切を併用した。

○構造強化

肉身部の構造強化を図るため、両像の肩部背面に横棧（アカマツ材）を木ネジで取り付けた。



背面構造材の設置



自立補助材の設置

○修理後写真撮影

修理後の状態を記録するために写真撮影を行った。また、修理前とは異なる点を記録した。

○修理銘札の納入

本事業の概要及び関係者を記した修理銘札を阿形頭部内に納めた。

○梱包、運搬

本像を薄葉紙、紙座布団、布座布団、毛布などで養生し、運搬中損傷の無いよう梱包した。現地に於て修理説明の傍ら、

安置作業を行った。



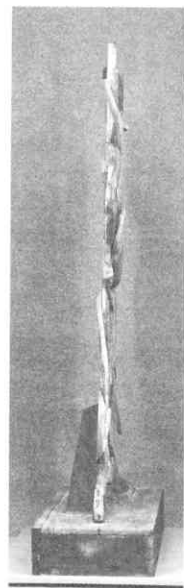
搬入

三 修理後の概要

修理によって生じた変更点を中心に挙げておく。この他修理前の状況については、『羽陽文化』一五八号参照。

○阿形像

(形状) 右腕屈臂して右腰脇で掌を正面に向け開く。天衣は、頭部後方から両肩前を通り、腰脇を後方に抜け、肘側に



阿形像 修理後
右側面

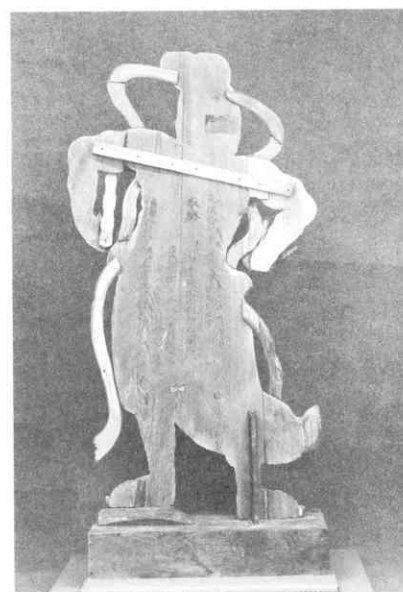
沿って膝まで垂下する。

(品質構造) 木造(肉身部、持物および天衣垂下部はマツ材、その他はスギ材)。玉眼嵌入(アクリル樹脂製)。面部、鼻先、髻、腹部に各々板材を刳ぎ重ねる。背面より眼部を刳り抜き、内部に玉眼を嵌入し、長方形の嵌め板を一枚施す。右腕は肩から手首までを一材で彫出する。手首先に蟻柄を作り、蟻柄孔を穿った右掌を挿し込む。背面上部に両腕上腕部に渡る横棧を設置し、体幹の各材を接合する。天衣を数材刳ぎ寄せて作り、頭部、両肩正面、両腰背面に打ち付ける。持物宝棒別材製、竹釘にて左手に留める。

(法量) 総高…一九一・三

像高(頭頂〜足裏)…一八〇・八

最大幅(左肘〜右裳先)…九六・三



阿形像 修理後 背面



阿形像 修理後 正面

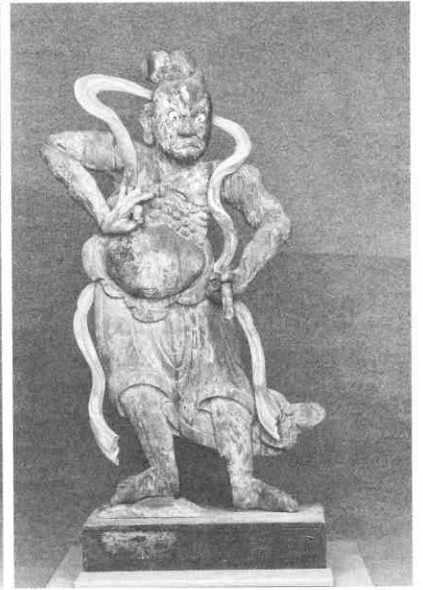
最大奥(鼻先〜背面横棧)…二〇・一

※単位はセンチメートル

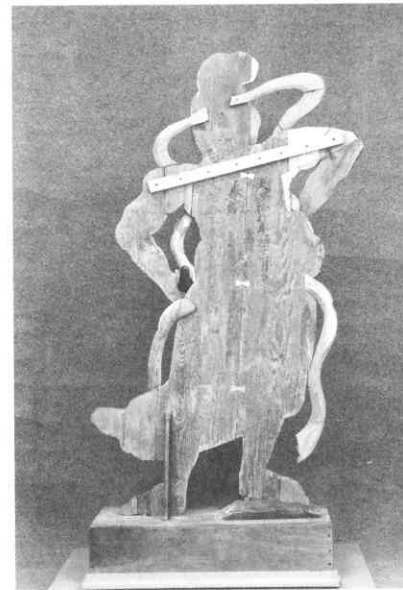
○吽形像

(形状) 右腕屈臂して右胸前にて印を結ぶ。天衣は、頭部後方から両肩前を通り、腰脇を後方に抜け、肘側に沿って膝まで垂下する。

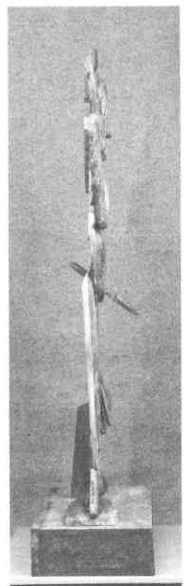
(品質構造) 木造(肉身部、持物はマツ材、天衣はスギ材)。玉眼嵌入(アクリル樹脂製)。髻右端別材刳ぎ寄せ。背面より眼部を刳り抜き、内部に玉眼を嵌入し、左右一枚ずつ方形の嵌め板を施す。右腕は上腕と前腕それぞれを横木にてつくり肘裏に千切を設けて刳ぎ寄せる。上腕は大きく二材を刳ぎ、下方に右腋下材と小材を寄せる。前腕は肘から手首までを一材で彫出して手首先に蟻柄を作り、蟻柄孔を穿った右手先を挿し込む。背面上部に両腕上腕部に渡る横棧を設置し、体幹の各材を接合する。天衣を数材刳ぎ寄せて作り、頭部、両肩正面、両腰背面に打ち付ける。持物金剛杵別材製、竹釘にて左手に留める。



吽形像 修理後 正面



吽形像 修理後 背面



吽形像 修理後 右側面

〔法量〕 総高・一八七・六

像高（頭頂～足裏）…一七九・二

最大幅（右肘～左裳先）…一〇八・二

最大奥（鼻先～背面横棧）…九・六

※単位はセンチメートル

四 修理作業を通しての所見

○手制（両手の姿勢） 吽形欠失右手先の形状的根拠

吽形像は右手先を欠失しており、この当初形状については他作例を基に検討し、復元を試みた。

まず着目したのが両像の手制である。本像では、阿形像が右手を腰脇に構えて宝棒を垂直に立て、吽形像が同位置で金剛杵を握ってかかえている。これは通形の特に同時代

の仁王像と比較すると特異で、同地方周辺に現存する仁王作例を見渡しても同じ手制の作例は見当たらない。

同様の手制は、阿形像において左右を逆にするものの、奈良県東大寺南大門金剛力士像（建仁三年「一二〇三」、阿形八四二・三cm／吽形八三六・三cm、国宝）に代表される作例に見られ、このほか京都府万寿寺仁王像（鎌倉時代中期、阿形二〇三cm／吽形二〇七cm、重要文化財）、三重県府南寺仁王像（南北朝時代、阿形二〇三・五cm／吽形二〇四cm、重要文化財）で確認される。これは阿吽両像ともに腰付近に武器を執るもので、本像の形状にはほぼ合致するものである。

そこで、これを根拠として右手の復元を進めることとした。前述三件における吽形像のはいずれも右手先第一指と第二指を捻じたかたちとなっていたため、これを形状のベースとした。次にその位置と向きだが、東大寺像では右胸脇で掌を下向きに、万寿寺像と府南寺像では振りかぶって頭部右横で掌を下向きにしている。一方本像では、残存する腕部が大きく臂を下に曲げていることから、東大寺像に近いと判断、さらに右脇腹付近に当初手先が接していた

と思われる平滑面が確認されたため、ここに掌をやや左下に向けて復元した。

なお、東大寺像は、寛和二年（九八六）に入宋僧齋然によつて請来された京都府清涼寺釈迦如来像の胎内に納められていた版本「靈山變相図」（京都府清涼寺、中国北宋時代十世紀、七九・一cm×四・一cm、国宝）に描かれる仁王像に図像的典拠を求めたものとされている。本像が板彫という、より二次元に近い彫刻表現であり、また作者が仏師や彫刻師ではなく細工人を名乗ることを考えれば、この造像にも何らかの図像、手本が典拠となっている可能性が高い。今後の研究に期したい。

○背面墨書について

・制作時期と移動時期

本像の背面墨書銘には、阿吽像ともに制作時期を示す「天保十二年辛丑十二月廿五日出来」のほか、移動時期を示す「天保十三年乙寅五月十一日移之」という記述がみられる。これは、当時南野村は庄内藩（私領同様扱いの天領）、本像の造像された八色木村は墨書銘にもある通り松山藩領

分に分かれていたため、その移動の事由を併記したものと推察する(註1)。

また、完成から移動まで五ヶ月弱の時間を要していることについては、主に季節、気候が関係し、田植え前の時期に合わせて安置したものか。今後の課題としたい。

・「奉納」の意味

いずれも「小林伊右衛門」が「願主」となって、「奉納」したと墨書きされている。神仏像が造像される際は、これを迎える寺社の立場や制作者視点の「奉造立」という言葉を使うことが多い。そこをあえて「奉納」という言葉を使うところに、その寺社から一歩離れた個人の強い意思を感じさせ、また本像の「板彫」という形状とも相まってこれが絵馬的な要素を持つことも想起させる(註2)。本像の造像経緯を探る一端ともなろう。

○用材の樹種について

所有者の許可の下、以下の部位より微量のサンプル片を採取し、組織観察による樹種同定調査を行った(註3)。

・試料①阿形面部左眼内・マツ材 マツ属複雑維管束亜属

状に組み、平泉寺像は角材九本を「口」字状に組んでいる。いずれも限られた用材から寸法以上の体積をつくり、より超大な効果を生み出す制作意図が見て取れる。近世造仏活動においては、材料負担軽減のためこうした工夫が随所にみられる。本像は板彫という形態をとるものの、正面観に限定してあたかも丸彫りの彫像と見紛うほどの立体感を兼ね備えており、用材以上の効果を生み出すという点では、最も効率的な成果を上げているといえる。

五 地域の意識

仁王像の安置が無事に終わって数日後、改めて仁王像の帰還を祝う「仁王尊神門遷座祭」が同神社境内において開かれた。神門内には祭壇が設置され、肅々と式が進行した。像の前には白幕が下げられており、これが神社役員、そして次代を担う子どもたちによって除幕されるとそこに集った大勢の地域住民が歓声を上げた。集落が一つとなり、仁王像の帰還を祝ったのである。

そもそも本像はその存在さえ定かでない状態であり、そ

(二葉松類)

・試料②吡形髻付け根・マツ材 マツ属複雑維管束亜属(二葉松類)

・試料③吡形天衣・スギ材

マツ属複雑維管束亜属(二葉松類)はアカマツ・クロマツなどの樹種が考えられ、本事業では修理後の外見統一の観点から修理材料としてアカマツ材を選択することとした。

同樹種は当地方では山間部はもちろん、海際の防風林としても植樹されていたという。彫刻の使用例としては、清源寺蔵木造仁王像体幹部(山形市、宝暦十年「一七六〇」)、寒河江八幡宮蔵木造随神像体幹部(寒河江市、明治時代初期か、右方像の一部除く)、平泉寺蔵木造大仏頭(山形市、弘化三年「一八四六」)などが確認されており、近世から近代にかけての用材観からは大きく外れない。制作に際しては、身近にある樹種から最も彫刻に適した材料が選択されたと考えるのが妥当であろう。

また、清源寺像は丸太を豎に切断して前面材と背面材を間に入れて組み寄せ、寒河江八幡宮像は板材を四方から箱



仁王尊神門遷座祭除幕式

の修理事業は神社及び地域にとっても想定外の出来事であった。同地区の開村四百年を記念して神門修復を企画し、資金を積み立てし、いざ実施したところ、その中から全壊した仁王像が出てきたという話なのである。まさに青天の霹靂というほかない。

問題の解決を丸ごと、次世代に先送りするという結果になってしまったとしても何ら非難されるものではない。それどころか、自らの手に余ることを理由に「処分」という選択肢がとられるケースも昨今では少なくないのである。実際南野の人々は、「どうすればいいのかわからない」というのが本音だったという。仮保管のためとはいえ、拝殿内に敷かれたブルーシート上でバラバラになった仁王部材片を前にすれば、誰しもそう思うだろう。

その一方で「このままではいけない」という意識もあった。明治期の神仏分離の憂き目に遭ってもなお先祖が護り抜いた仁王像である。また、古参の住民にとっては神門周辺で遊んだ子どものころ、隙間から僅かに見える仁王像の姿は、おぼろ気ながらもその記憶に残っている。

の、庄内町教育委員会は積極的に関わり、発見直後に行われた現地調査結果を受け町指定文化財候補に挙げている。その後、文化財保護審議会が複数回開催され、①本像の正確な価値判断、②（近い将来）修理を行う物件に対する指定の是非を中心に議論された。①についてはいわゆる学術的な見解が必要となったが、これは先の現地調査結果を受けた東北古典彫刻修復研究所報告書『南野皇大神社蔵木造板彫仁王像文化的価値について』が根拠となった。②については、山形県文化財保護推進課からの助言などから「修理によって全容回復が可能であり、現状を超える破損を防ぐ」ことを根拠に指定は是と判断され、また将来の修復および保存処置の際は指定時の価値判断に基づいて補助などの対処を行うという一定の結論を見た。

結果、本像発見から僅か一年足らずのうちに庄内町文化財として指定され、その後に行われた修理事業では総修理費用（約三百万円）のうち、約五十万円が庄内町指定文化財補助金として所有者へ交付されている。文化財指定と補助金交付が、地区住民の本像への誇りと修復意欲を助長し

文化財というものは、周辺の人々のアイデンティティに関わるものであればあるほど、その本来の価値を発揮するものである。つまり本像でいえば、先祖が命がけで護ったという歴史、自らも子供のころ接した思い出が、その価値に少なからず反映されているのである。言い換えれば、この価値が「再び立たせたい」「永劫伝えてゆきたい」というモチベーションに繋がっていくのである。

また人口三九四人の集落にとって四百年の節目を迎える祭礼の意義は大きく、そして実行委員会をはじめとした古参の関係者にとっても、地域に自らの足跡を残す最後の大事業になる自覚があった。こうした地区全体の盛り上がりも神門に加えて本像の修理を後押しした要因の一つであろう。実際に本像修理事業を受け、神門修理などを含めた記念事業費の積立年度が二年延長されたが、地区住民には快く受け入れられたという。

六 行政の対応

行政側も速やかに対応した。本像は当初未指定だったも

たことは言うまでもない。行政の積極的、迅速な対応が地域の熱意を後押しし、結果貴重な文化財を継承することとなった好例である。

七 最後に

文化財の所有者（管理者）にとって、保有物件の修理事業は往々にして突発的な事案になることが多く、その負担は決して軽くはない。こと費用負担に関しては、対象が未指定文化財の場合、すべて所有者に覆いかぶさることとなる。想定外の事案で、しかも決して安くはない費用負担となれば、実施はおろか計画さえもろくに行えないのが正直なところだろう。

しかしながら、本件のような当初未指定文化財で、著しく損壊しているケースであっても、速やかに公的な文化財指定が行え、その後の修理や保存における補助も可能であることが分かった。無論このためには、行政との連携を早い段階で構築し、専門家による現状確認と明確な価値判断が必要不可欠である。

ちなみに、最近では県内のいくつかの市町村が、未指定文化財（仏像）の調査を計画・実施するようになってきている。文化遺産を活かした観光やまちづくりを目指す我が国としては、その掘り起こし、保全が不可欠である。この視点からみればこの流れを継続し、かつ広げてほしい。

地域で脈々と受け継がれてきた文化や文化財は、人々の記憶、思い出の集合体であり、それは今生きる人間もこれから生まれる人間も含まれている。記憶、思い出を失うことの怖さは誰もが共感できることではないか。つまりそれが文化財を失うということである。

これは本書をご覧になっている方々にも共感してご協力を求めたいところである。我々修理者を含めた、歴史、民俗、考古などの各研究者は、対象物なくして、研究がままならないことは自明である。対象物件に接するとき、各自の研究や知的探求だけでなく、所有者の抱える諸問題に少しでも耳を傾けておきたい。そしてその対象物件や文化が永劫残るための知恵や情報をできるだけ多く蓄積し、所有者へ提供する。こうしたことも我々研究者の責務として

いき、山形の文化継承に寄与してゆきたいものである。

（註1）大宮富善 寒河江市歴史文化専門員の助言による。

（註2）長谷洋一 関西大学文学部教授の助言による。

（註3）同調査に当たっては、小林啓九州歴史博物館学芸員の協力を得た。

参考文献

- ・『庄内町指定文化財 南野皇大神社蔵 木造板彫仁王像 修理報告書』（東北古典彫刻修復研究所、平成二十六年十月）
- ・『地域内連携による地方文化財修理の1方法——南野皇大神社板彫仁王立像の修理報告——』（牧野隆夫・渡邊真吾・足立収一、文化財保存修復学会第38回大会、平成二十八年六月）
- ・『別冊太陽 運慶 時空を超えるかたち』（山本勉監修、平成二十四年十二月）
- ・『日本の美術 151 二王像』（至文堂 倉田文作 昭和五十三年）